

「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見
聴取について（依頼）」に対する関係地方公共団体の
長、関係利水者の回答について

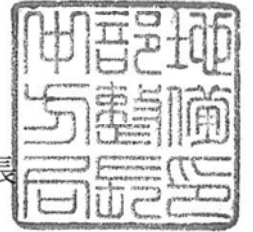
平成 25 年 6 月
国土交通省 中部地方整備局



国部整企画第19号
国部整河計第15号
平成25年5月23日

愛知県知事 殿

国土交通省
中部地方整備局長



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に関する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省中部地方整備局では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「実施要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「新丸山ダム建設事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、「実施要領細目」第3 1（2）に定める意見聴取として、報告書（原案）案に対する関係地方公共団体の長である貴職のご意見を、平成25年6月12日までに、ご回答いただきますようお願い致します。

なお、ご意見の提出にあたっては、河川法第16条の2に準じて頂きますようお願い致します。

<問い合わせ先>

中部地方整備局	企画部	企 画 課	課 長 補 佐	
中部地方整備局	河川部	河川計画課	建設専門官	

2 5 河 第 7 3 号

平成25年6月12日

国土交通省中部地方整備局長 殿

愛知県知事



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成25年5月23日付け国部整企画第19号、国部整河計第15号で意見の聴取がありました、新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案については、意見はありません。

なお、新丸山ダム建設事業の推進にあたっては、別添のとおり要望します。

連絡先

建設部河川課企画グループ

電話 052-954-6553（直通）

新丸山ダム建設事業の推進について

- (1) 新丸山ダム建設事業については、本体着工の早期実現と完成を要望します。
- (2) 事業の実施段階において、さらなるコスト縮減に取り組まれるよう要望します。

25一宮治水発第38号

平成25年 5月31日

愛知県知事 大村 秀章 様

一宮市長 谷 一 夫



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成25年5月24日付け25河第62号で照会がありましたこのことにつ
きましては、意見ありません。なお、本事業の要望につきましては、別添のと
おりです。

担 当 建設部治水課

河川グループ

電話 0586-28-8642

FAX 0586-62-0900

要望について

新丸山ダム建設事業については、本体着工の早期実現と完成に向けて強力に促進すること。

25犬農治第218号

平成25年6月4日

愛知県知事 大村 秀章 殿

犬山市長 田 中 志 典



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成25年5月24日付け25河第62号で照会のありましたこのことにつきましては、意見ありません。

担当 経済部 農林治水課

治水グループ XXXXXXXXXX

電話 0568-44-0343

FAX 0568-44-0367

25江土第 99 号

平成25年6月5日

愛知県知事 大 村 秀 章 殿

江南市長 堀 元

新丸山ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成25年5月24日付け25河第62号で照会がありましたこのことにつきましては、
意見ありません。

なお、新丸山ダム建設事業につきましては、1日も早い早期着工を要望します。

担当 都市整備部土木建築課

治水グループ 

電話 (0587) 54-1111

FAX (0587) 56-5952

25稲土第 27 号

平成25年6月3日

愛知県知事 大村 秀章 殿

稲沢市長 大野 紀明

新丸山ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について
(回答)

平成25年5月24日付け25河第62号で照会がありましたこのことにつき
ましては、意見ありません。

担当 建設部土木課

河川グループ

電話 0587-32-1111

FAX 0587-34-1872

25扶土第 303 号

平成25年 6月 5日

愛知県知事 大 村 秀 章 殿

愛知県丹羽郡扶桑町長 江 戸



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成25年5月24日付け25河第62号で照会がありましたこのことにつきましては、意見ありません。

なお、新丸山ダム建設事業の早期着工を要望します。

担 当：産業建設部 土木課

工務グループ

電 話：(0587) 93-1111 (代表)

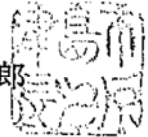
FAX：(0587) 93-2034

25津島都整第 45 号

平成25年 6 月 5 日

愛知県知事 大 村 秀 章 殿

津島市長 伊 藤 文 郎



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成25年5月24日付け25河第62号で照会がありましたこのことにつ
きましては、意見ありません。

（取扱担当 津島市建設部都市整備課管理・土地改良G XXXXXXXXXX
電話 0567-24-1111 内線 2402 FAX 0567-24-9010）

25 愛西建第 209 号

平成 25 年 6 月 4 日

愛知県知事 大村 秀章 殿

愛西市長 日永 貴章



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について(回答)

平成 25 年 5 月 24 日付け 25 河第 62 号で照会のありましたこのことにつきまして、意見ありません。

担当 経済建設部建設課

電話 (0567)28-7278(内線 252)

25 弥土第71号
平成25年 6月 5日

愛知県知事 大村 秀章 殿

弥富市長 服部 彰



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成25年5月24日付け25河第62号で照会がありましたこのことにつきましては、
意見ありません。

なお、別添のとおり要望します。

担当 開発部 土木課

維持管理グループ

電話 0567-65-1111

FAX 0567-67-4011

新丸山ダム建設についての意見

海部地域は、大部分が海拔ゼロメートル以下の地域であり、木曽川下流部に住む私たち住民にとっては、木曽川からの大きな恵みを受けている反面、古くから治水や用排水に対して苦闘の歴史があり、洪水対策については特に市民の関心が大きいものがあります。

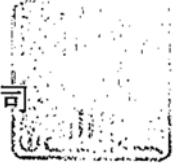
また、近年の降水量の減少による木曽川の全体水量の減少など、計画的な水量の確保や、水力発電による自然エネルギーの活用等については、ダム建設に大きな期待をしているところであります。

このようなことから、新丸山ダム建設の早期事業着手並びに早期事業完了を望むものであります。

25あ土第389号
平成25年6月5日

愛知県知事 大村 秀章

あま市長 村上 浩司



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

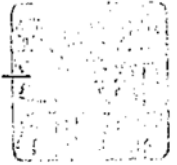
平成25年5月24日付け25河第62号で照会がありましたこのことにつきましては、意見ありません。

担 当 建設産業部土木課 XXXXXXXXXX
電 話 052-441-7113 (ダイヤルイン)
FAX 052-441-8387
メー ル doboku@city.ama.lg.jp

25蟹土農収第255号
平成25年 6 月 5 日

愛知県知事 大 村 秀 章 殿

蟹江町長 横 江 淳



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成25年5月24日付け25河第62号で照会がありましたこのことにつきましては
意見ありません。

担当 産業建設部土木農政課

電話 (0567)95-1111

FAX (0567)95-9188

25建第355号

平成25年6月5日

愛知県知事 大村 秀章 殿

飛島村長 久野 時男



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成25年5月24日付け25河第62号で照会のありましたこのことにつ
きましては、意見ありません。

担当 開発部建設課

土木係

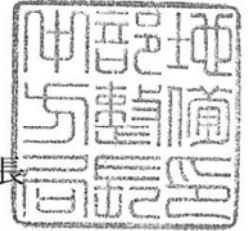
電話 (0567) 52-1231

FAX (0567) 52-2320

国部整企画第19号
国部整河計第15号
平成25年5月23日

岐阜県知事 殿

国土交通省
中部地方整備局長



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に関する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省中部地方整備局では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「実施要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「新丸山ダム建設事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、「実施要領細目」第3 1（2）に定める意見聴取として、報告書（原案）案に対する関係地方公共団体の長である貴職のご意見を、平成25年6月12日までに、ご回答いただきますようお願い致します。

なお、ご意見の提出にあたっては、河川法第16条の2に準じて頂きますようお願い致します。

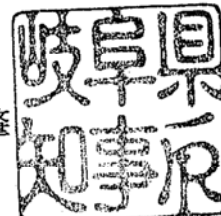
<問い合わせ先>

中部地方整備局	企画部	企 画 課	課長補佐	
中部地方整備局	河川部	河川計画課	建設専門官	

河第193号
平成25年6月11日

国土交通省
中部地方整備局長 様

岐阜県知事 古田 肇



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成25年5月23日付け国部整企画第1.9号国部整河計第15号で依頼のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

記

1. 「新丸山ダム建設事業については、「継続」することが妥当」とする対応方針(原案)について、異論は無い。
2. 関係自治体や県議会から新丸山ダムの早期事業再開、早期完成を求める意見が出されており、スピード感を持って早期に検証を終え、本体工事に速やかに着手し、早期完成を強く求める。また、事業の実施に当たっては、コスト縮減を図ること。
3. ダムの整備に伴い、49戸の住民が既に移転されていることから、移転住民の生活再建及び水源地域の振興に必要な国道418号（丸山バイパス）、一般県道大西瑞浪線及び井尻八百津線について当初計画を基本とした整備を求める。

岐阜市基政第23号

平成25年5月30日

岐阜県知事

古田 肇 様

岐阜市長 細江 茂光



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書
原案（案）について（回答）

平成25年5月23日付け河第55号による意見の照会について、下記のとおり回答します。

記

特に意見はありません。

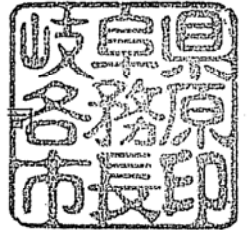
25 各管第 363 号

平成 25 年 6 月 4 日

岐阜県知事

古 田 肇 様

各務原市長 浅野 健



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書

原案（案）について（回答）

平成 25 年 5 月 23 日付け河第 55 号による意見の照会について、下記のとおり回答します。

記

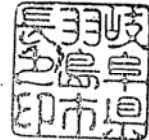
新丸山ダムの検証にあたり、新丸山ダム代替案より新丸山ダムの整備が最も有利という結果となったことについては妥当な結論であり、当市としても対応方針案に賛同する。

このため、本検証の最終判断についても新丸山ダムの建設継続を認められるよう要望するとともに、本ダムの完成までに要する 16 年もの期間を 1 年でも短縮されるよう強く要望する。さらに、木曽川の河川堤防の強化を始め、各種構造物などの維持管理についても十分な対応をお願いする。

土 第 52 号
平成25年6月4日

岐阜県知事
古 田 肇 様

羽島市長 松 井 聡



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書
原案（案）について（回答）

平成25年5月23日付け河第55号による意見の照会について、下記のとおり回答します。

記

1. 意見なし

以上

岐南第467号

平成25年5月31日

岐阜県知事

古田 肇 様

岐南町長 松原 秀安



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書

原案（案）について（回答）

平成25年5月23日付け河第55号による意見の照会について、下記のとおり回答します。

記

- ・ 報告書原案（案）について、異存ありません。
- ・ 早期に新丸山ダムが完成することを強く望みます。

笠 建 第 5 0 1 号

平成 2 5 年 5 月 2 7 日

岐阜県知事

古 田 肇 様

笠松町長 広江 正



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書

原案（案）について（回答）

平成 2 5 年 5 月 2 3 日付け河第 5 5 号による意見の照会について、下記のとおり回答します。

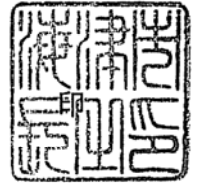
記

・意見はありません

建 第 170 号
平成25年5月29日

岐阜県知事 古田 肇 様

海津市長 松 永 清 彦



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書
(原案) 案について (回答)

こ平成25年5月23日付け河第55号による意見の照会について、下記のとおり
回答します。

記

意見無し

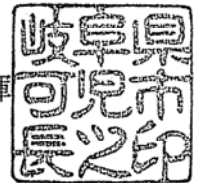
都計第27号

平成25年5月31日

岐阜県知事

古田 肇 様

可児長 富田 成輝



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書
原案（案）について（回答）

平成25年5月23日付け河第55号による意見の照会について、下記のとおり回答します。

記

新丸山ダム建設事業については、検討報告書（原案）の対応方針のとおり「継続」で異存ありません。

発 都 第 44 号
平成25年5月28日

岐阜県知事 古田 肇 様

美濃加茂市長職務代理者

美濃加茂市副市長 海老 和



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書
(原案) 案について (回答)

平成25年5月23日付け河第55号による意見の照会について、下記のとおり回答します。

記

総合的な評価において最も有利な案は「新丸山ダム案」である結果について妥当と考える。

加坂産第414号
平成25年5月30日

岐阜県知事

古 田 肇 様

坂祝町長 南 山 宗 之



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書 原案（案）
について（回答）

平成25年5月23日付け河第55号による意見の照会について、下記のとおり回答します。

記

今回、総合的な評価により「新丸山ダム案」が洪水調整、流水の正常な機能の維持について、もっとも有利な案として結果が出され、昭和58年9月の台風10号により被災した当町としては、地域住民の安心・安全のために一日も早い本体着手を要望します。

なお、河道の大規模な掘削については、国定公園の景観を損なうものであり、実施しないようお願いします。

八役 第 663 号
平成25年 5月27日

岐阜県知事

古 田 肇 様

八百津町長 赤 塚 新 吾



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書
原案（案）について（回答）

平成25年5月23日付け河第55号による意見の照会について、下記のとおり回答します。

記

目的別の総合評価（洪水調整・流水の正常な機能の維持）を行った結果は、「安全性」、「コスト」、「時間的な観点から見た実現性」、「持続性」、「柔軟性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」の評価軸について最も有利な案は、「新丸山ダム案」でありますので、1日でも早くダム本体の工事に着手していただきたい。

御 建 管 第 63 号

平成 25 年 6 月 4 日

岐阜県知事

古 田 肇 様

御嵩町長 渡邊 公夫



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書

原案（案）について（回答）

平成 25 年 5 月 23 日付け河第 55 号による意見の照会について、下記のとおり回答します。

記

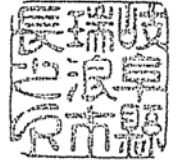
新丸山ダム建設事業を迅速かつ強力に推進していただきたい。

瑞 土 第 1 2 3 号

平成25年5月31日

岐阜県知事 古田 肇 様

瑞浪市長 水 野 光 二



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書
(原案) 案に対する意見聴取について (回答)

平成25年5月23日付河第55号にて協議のありましたことについて、
特に意見はありません。

建設第 4739 号

平成 25 年 6 月 5 日

岐阜県知事

古田 肇 様

恵那市長 可知義明



新丸山ダム建設事業の検証に係る

検討報告書原案（案）について（回答）

平成 25 年 5 月 23 日付け河第 55 号による意見の照会について、下記
のとおり回答します。

記

- ・ 十分検討が行われた結果が適正にまとめられています。
- ・ 総合的な評価の結果として最も有利な案は「新丸山ダム案」である
ことについては、妥当であります。
- ・ ダム本体及び周辺の基盤整備でもある国道 418 号丸山バイパス整備
に向けて早期建設、早期完成に向けて取り組んでいただくようお願い
します。

国部整企画第19号
国部整河計第15号
平成25年5月23日

三重県知事 殿

国土交通省
中部地方整備局長



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に関する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省中部地方整備局では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「実施要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「新丸山ダム建設事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、「実施要領細目」第3 1（2）に定める意見聴取として、報告書（原案）案に対する関係地方公共団体の長である貴職のご意見を、平成25年6月12日までに、ご回答いただきますようお願い致します。

なお、ご意見の提出にあたっては、河川法第16条の2に準じて頂きますようお願い致します。

<問い合わせ先>

中部地方整備局	企画部	企 画 課	課長補佐	
中部地方整備局	河川部	河川計画課	建設専門官	

県土第09-37号
平成25年6月12日

国土交通省中部地方整備局長
梅山 和成 様

三重県知事
鈴木 英敬



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成25年5月23日付け国部整企画第19号、国部整河計第15号で照会の
ありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

「新丸山ダム建設事業については、「継続」することが妥当であると考えられ
る。」とした対応方針（原案）については、異存ありません。

今後は、1日も早く対応方針を決定し、新丸山ダムの早期完成を望みます。

また、事業執行にあたっては、さらなるコスト縮減を図り事業費の縮減に努
めてください。

事務担当：県土整備部河川・砂防課

河川開発班

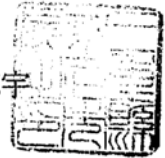
TEL 059-224-2730

FAX 059-224-2684

土第 166 号
平成 25 年 6 月 5 日

三重県県土整備部長 様

桑名市長 伊藤徳宇



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

木曽川下流域にあたります桑名市の長島地区は全域が海拔ゼロメートル地帯であること、近年の気候変動や温暖化に伴う局地的豪雨や台風の大型化などによる洪水災害が危惧されること、また、下流域は水産資源が豊富であるが、平成 6 年の木曽川渇水の時には相当な被害が発生し、最大節水 35% と大変苦勞した経緯がある。

これらのことから、河川整備計画の目標流量を計画高水位以下で流すことができ、河川整備計画で目標としている流水の正常な機能の維持のための必要量を確保することができ、コストの小さい「新丸山ダム案」は桑名市においても妥当である。

つきましては、一日も早く新丸山ダムが完成することを望んでいる。

桑名市都市整備部
土木課建設係
担当者

Tel : 0594-24-1212

木産建第1102号

平成25年6月5日

三重県知事 鈴木 英敬 様

木曾岬町長 加藤 隆



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見書

悲惨な水害・土砂災害等から人命・財産を守り、安全で安心できる国土を保全するためには、生活に最も密接に関連する治水事業を、緊急かつ計画的に実施する事は、極めて重要であります。

こうした中、新丸山ダム建設事業の検証の場を幹事会5回、検討の場を2回、パブリックコメントを1回実施し、洪水調節、流水の正常な機能の維持の2つの目的について、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」を参考に幅広い方策を組み合わせ、検討を重ねてきたところであります。

洪水調節では、「新丸山ダム案」「河道掘削案」等6案について、安全度、コスト等7つの評価軸ごとに評価が行われ、流水の正常な機能の維持では、「新丸山ダム案」「ダムのかさ上げ案」等4案について、目標、コスト等6つの評価軸ごとに評価が行われています。

この検討結果を踏まえ、木曾川の下流に位置する当町としては、治水・流水の正常な機能の維持は、安全で安心なまちづくり並びに河川環境の保全には欠かせない重要な施策であり、下流域への影響も十分考慮した報告書と考えます。

国部整河計第16号
平成25年5月23日

関西電力株式会社
代表取締役社長 殿

国土交通省
中部地方整備局長



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に関する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省中部地方整備局では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「実施要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「新丸山ダム建設事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、「実施要領細目」第3-1（2）に定める意見聴取として、報告書（原案）案に対する、関係利害者である貴職のご意見を、平成25年6月12日までに、ご回答いただきますようお願い致します。

<問い合わせ先>

中部地方整備局 河川部 河川計画課 建設専門官



関土建発第3号
平成25年6月10日

国土交通省
中部地方整備局長
梅山 和成 殿

関西電力株式会社
代表取締役 八木 誠



新丸山ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平素は、弊社事業に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成25年5月23日付国部整河計第16号をもって意見聴取のありました標記の件につきましては、「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に示された新丸山ダム変更計画（案）により影響を受ける弊社発電設備の機能回復に係る補償について、今後十分協議いただきますようお願い申し上げます。

以 上